

岩沼市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

岩沼市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第5号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第5号）の一部を
次のように改正する。

別表農村環境改善センター運営協議会の部を削る。

（暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正）

3 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年条例第38号）
の一部を次のように改正する。

別表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第20号までを1号ずつ繰り
上げる。